

庄内町告示第 1 3 2 号

令和 3 年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和 3 年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の部落公民館の運営及び活動の円滑化を図ることを目的に組織された庄内町部落公民館連絡協議会（次条及び第 6 条において「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で令和 3 年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第 2 条 交付金の交付対象となる経費は、協議会が実施する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 講師謝礼、事務消耗品費並びに町内の各学区及び地区の部落公民館連絡協議会に対する交付金
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(交付金の額)

第 3 条 交付金の額は、149,000 円以内の額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）

(実績報告)

第 5 条 規則第 13 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）
- (2) 収支精算書（様式第 2 号）

(概算払)

第 6 条 町長は、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

2 規則第 5 条第 1 項の規定による交付金の交付の決定を受けた協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和 3 年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金概算払請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

年 月 日

庄内町長

宛

住 所

団体名

代表者氏名

⑩

電 話

令和3年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金について、令和3年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			